

## 座談会等開催委託業務プロポーザル審査要領

座談会等開催委託業務に係るプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

### 1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「座談会等開催委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

### 2 審査の項目及び点数

審査項目の合計点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 基本的な考え方(15 点)
- (2) 座談会の企画及び実施体制(55 点)
- (3) 広報計画・デザイン(20 点)
- (4) 事業経費(5 点)
- (5) 実績(5 点)

### 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーション及び質疑を行う審査委員会を開催します。

- (1) 日時、場所(予定)  
令和6年4月26日(金)頃  
場所 未定
- (2) プレゼンテーション
  - ① プレゼンテーションの時間は1者20分とします。
  - ② プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間(15分)を設けます。
  - ③ 各者の順番は別途決定します。

### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された書類と審査委員会におけるプレゼンテーション及び質疑応答に対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別紙「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、

候補者及び次点者を決定します。

- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、審査委員会において協議のうえ、候補者及び次点者を決定します。

別紙

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
(1) 基本的な考え方	① 森林環境税の趣旨や内容が理解できているか。 ② 基金運営委員会の意見や関係資料を理解し、企画提案に反映されているか。	15点
(2) 座談会の企画及び実施体制	① 円滑な運営・実施が可能か。 ② メディア等の活用や会場の工夫により、参加を広く募り、30名以上の会場参加者が見込めるか。 ③ 県民の意見を広く引き出せる内容となっているか。 ④ 司会やコーディネーター、グループ討議の座長等の選定に工夫があり、活発な議論が見込めるか。 ⑤ 会場の選定や設営に工夫があるか。	55点
(3) 広報計画・デザイン	① 幅広い層の県民に情報が届く広報計画か。 ② 情報に触れた際に直感的に好感を持たれ、参加意欲が高まるデザインやキャッチコピーとなっているか。	20点
(5) 事業経費	① 企画内容と比較して事業経費は適切なものであるか	5点
(6) 実績	① シンポジウム等開催の十分な実績を有しているか	5点